

令和6年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告について

この申告は、市民税、県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を算定する基礎となるほか、各種届出書・申請書に必要な証明書などを発行する場合の重要な資料となります。
申告が必要な方は、必ず申告書を提出してください。
なお、この申告書は昨年申告を行った方等に送付しております。

★提出期限 **3月15日(金)まで**

★提出方法

1 電子送信での提出(3月15日(金)23:59までに送信)

申告手続きについての詳細は、松本市公式ホームページをご覧ください。
申告書作成システム(右の二次元コードからご覧いただくか
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/e-shinsei/50125.html>
へアクセスしてください。)より申告書を作成、電子送信してください。
※市民税・県民税額やふるさと納税の控除限度額の試算もできます。

松本市公式
ホームページ
申告書作成
システムはこちら



2 郵送での提出(3月15日(金)必着)

別紙「申告書の書き方」をご覧ください。申告書に必要事項を記入のうえ、**証明書類等を添付して郵送してください。**
なお、申告書には電話番号を必ず記入してください。
※**証明書類の添付がない場合は控除が受けられません。**
※マイナンバーカードの写し等の添付が必要になります。
同封の「本人確認書類添付台紙」をご利用ください。
※申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒(宛名を記入のうえ、切手を貼付したもの)を同封してください。

松本市役所市民税課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
☎(0263)34-3000(代表)
内線1354~1359
(0263)34-3232(直通)
☎(0263)36-9345

3 申告会場での提出

詳細は裏面をご覧ください。

◎申告に必要なもの

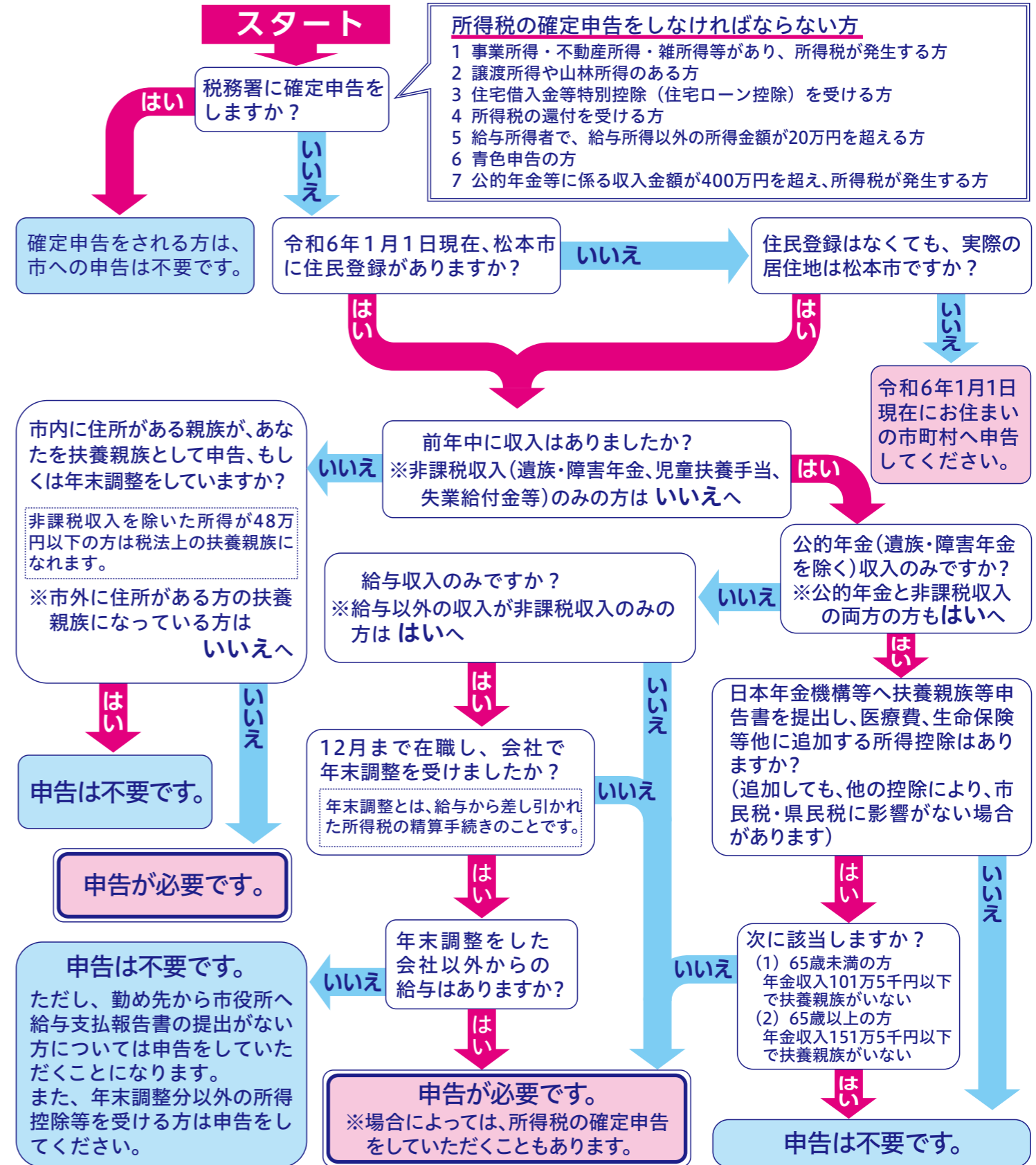
- 1 申告書
 - 2 「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「マイナンバー通知カード等と身元確認書類」
 - 3 前年中の所得が明らかになる資料(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書等)
 - 4 営業等・農業・不動産所得のある方は収支内訳書(事前に収入・支出を計算してください)
 - 5 前年中に支払った保険料等がわかる資料
 - (1) 国民年金保険料・生命保険料・地震保険料は証明書
 - (2) 医療費は医療費控除の明細書および医療費通知
 - (3) 健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は支払った金額のわかるもの
- ※別紙「申告書の書き方」および同封の「本人確認書類添付台紙」もご覧ください。

◎所得税の確定申告をする方

右ページ「所得税の確定申告をしなければならない方」に当てはまる方や税務署から確定申告のお知らせがき等が郵送されている方は松本税務署に確定申告書を提出してください。
※所得税の確定申告に係るマイナンバーの取り扱いについては松本税務署へお問い合わせください。
※できる限り e-Tax で申告、または郵送で松本税務署へご提出ください。

松本税務署
〒390-8710
松本市城西2丁目1番20号
☎(0263)32-2790
(自動音声案内)

あなたは、市民税・県民税・国民健康保険税の申告が必要ですか？



ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

- 【注】1 上の図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安であり、ここに載っていないケースでも申告が必要な場合があります。
- 【注】2 申告が必要な方が申告書を提出しないと、市・県営住宅の入居や各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や医療、福祉、保育等の各種判定において不利益が生じる可能性がありますので、必ず申告をしてください。

★申告受付会場と日程

受付開始：各会場とも申告開始の30分前からになります。

※**勤労者福祉センターでは申告受付を行いません。**

※**松本市役所本庁舎以外の申告時間は、正午～午後1時を除きます。**

※**申告書上部に記載の受付指定日にお越しください。**

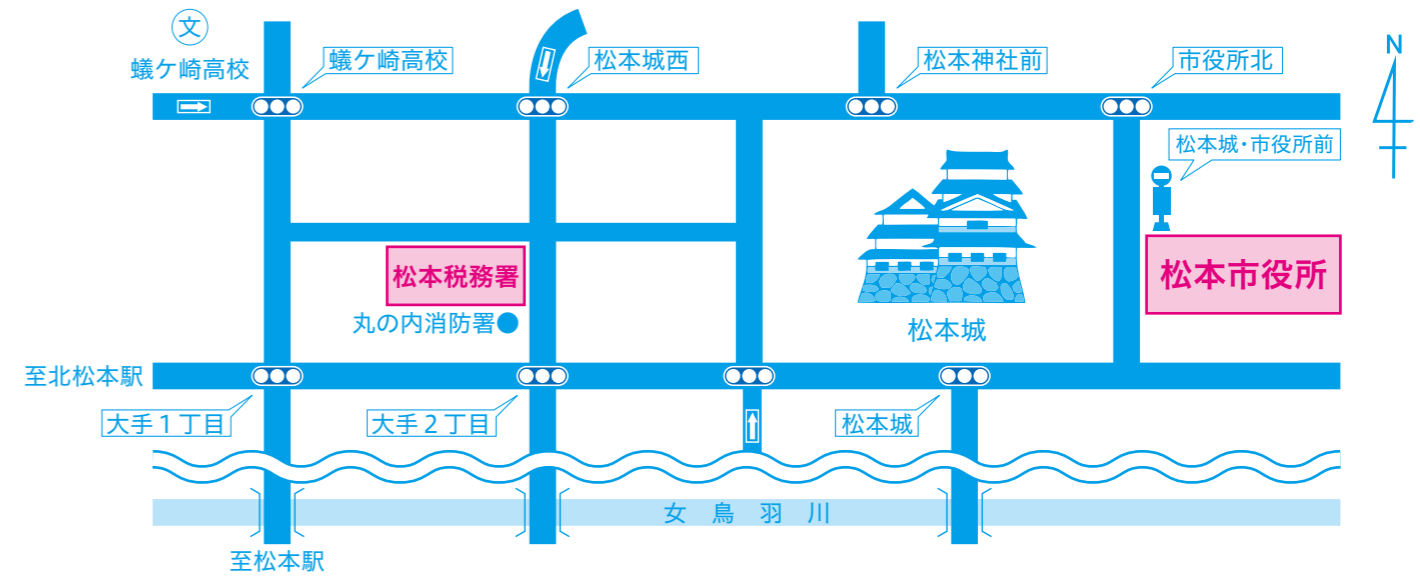
ご都合が悪い場合は別会場（一部地域を除く）でも申告いただけます。

地区名	日程(土曜、日曜、祝日除く)	申告時間	申告会場
本庁管内	2月16日(金)～3月15日(金)	午前9時～午後3時	松本市役所 本庁舎3階 大会議室
和田	2月1日(木)～2月2日(金)	午前9時～午後3時	和田出張所
波田	2月1日(木)～2月6日(火)	午前9時～午後3時	波田支所
新村	2月5日(月)～2月6日(火)	午前9時～午後3時	新村出張所
芳川	2月6日(火)～2月7日(水)	午前9時～午後3時	芳川出張所
内田	2月7日(水)～2月8日(木)	午前9時～午後3時	内田出張所
島立	2月8日(木)～2月9日(金)	午前9時～午後3時	島立出張所
本郷	2月8日(木)～2月9日(金)	午前9時～午後3時	本郷支所
安曇	2月7日(水)	午前11時～午後3時	ふれあいパーク乗鞍
	3月12日(火)～3月13日(水)	午前9時～午後3時	安曇支所
四賀	2月8日(木)～2月13日(火)	午前9時～午後3時	四賀支所
笹賀	2月13日(火)～2月14日(水)	午前9時～午後3時	笹賀出張所
島内	2月9日(金)	午前9時～正午	山田公民館(山田町会のみ)
	2月14日(水)～2月15日(木)	午前9時～午後3時	島内出張所
寿台	2月14日(水)～2月15日(木)	午前9時～午後3時	寿台公民館
松原	2月15日(木)	午前9時～午後3時	寿台公民館
奈川	2月14日(水)～2月15日(木)	午前10時～午後3時	奈川文化センター夢の森
今井	2月19日(月)～2月20日(火)	午前9時～午後3時	今井出張所
寿	2月21日(水)～2月22日(木)	午前9時～午後3時	寿出張所
岡田	2月26日(月)～2月27日(火)	午前9時～午後3時	岡田出張所
中山	2月27日(火)～2月28日(水)	午前9時～午後3時	中山出張所
入山辺	2月27日(火)～2月28日(水)	午前9時～午後3時	入山辺出張所
神林	2月29日(木)～3月1日(金)	午前9時～午後3時	神林出張所
里山辺	3月1日(金)～3月4日(月)	午前9時～午後3時	里山辺出張所
梓川	3月5日(火)～3月8日(金)	午前9時～午後3時	梓川支所

◎松本市役所周辺案内図

- 松本市役所
松本市丸の内3番7号 申告についての問い合わせ先：市民税課 ☎(0263)34-3232 FAX(0263)36-9345
- 松本税務署
松本市城西2丁目1番20号 ☎(0263)32-2790(自動音声案内)

※**申告会場は松本市役所 本庁舎3階 大会議室**です。
勤労者福祉センターでは申告受付を行いませんので、ご注意ください。



◎交通案内

各会場とも駐車場の混雑が予想されます。松本市役所本庁舎にお越しの方はなるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

- ◆バス：JR松本駅お城口
松本周遊バス『タウンズニーカー 北コース』に乗り、「松本城・市役所前」で下車

ご自宅のパソコンやスマートフォンから 申告書の作成や送信ができます

手続きの流れ



詳細は松本市公式ホームページを検索

松本市 申告書作成

所得控除 ※配偶者・扶養親族を記入する際には、該当者のマイナンバー（個人番号）も記入してください。

Table with columns: 控除項目, 内容, 控除額. Rows include 社会保険料, 小規模企業共済等掛金, 生命保険料, 地震保険料, 寡婦, ひとり親, 勤労学生, 障害者, 配偶者, 扶養, 基礎控除, 雑損, 医療費控除.

申告書の書き方

令和5年1月1日から12月31日までの内容を記入してください。この「申告書の書き方」は、一般的な事柄について説明してありますので、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。※こちらは、令和5年10月31日現在の地方税法に基づいて作成してあります。

〔表面〕

令和6年度 市民税・県民税・国民健康保険税申告書. Includes sections for 1 所得から差し引かれる金額に関する事項, 2 所得金額, 3 給与・公的年金等に係る所得以外, 4 所得から差し引かれる金額, 5 給与・公的年金等に係る所得以外.

〔裏面〕

11 事業専従者に関する事項, 12 別居の扶養親族等に関する事項, 13 事業税に関する事項, 14 寄附金に関する事項, 15 所得金額調整控除に関する事項, 16 前年中に収入がなかった方の記載欄.

住所・氏名・生年月日・マイナンバー（個人番号）

現住所と令和6年1月1日現在の住所を記入してください。氏名、ふりがな、生年月日、マイナンバー、電話番号等を必ず記入してください。

収入金額等・所得金額

Table with columns: 所得の種類, 内容, 備考. Rows include 営業等, 農業, 不動産, 利子, 配当, 給与, 雑, 総合譲渡, 一時.

国外居住親族の扶養控除等の適用を受ける方

Table with columns: 扶養控除等の適用を受ける方は、下記書類の添付または提示が必要です。国外居住控除対象扶養親族の区分, 添付または提示が必要な書類.

事業専従者

事業主と生計を一にする親族（15歳未満の人は除く）で、その事業に従事した期間が1年間を通じ6か月を超える方が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。白色申告者の場合、一人当たりの専従者控除額は次のいずれか少ないほうになります。

税額から差し引かれる金額

Table with columns: 控除項目, 内容, 備考. Rows include 基礎控除, 雑損, 医療費控除.

所得金額調整控除

所得金額調整控除の要件に該当する方はこちらに記入してください。詳しくは、裏面をご覧ください。

前年中の収入がなかった方または非課税収入のみの方

前年中に収入がなかった方、または非課税収入（遺族年金・障害年金・児童扶養手当・失業給付金等）のみの方は、こちらに記入してください。

ひとり親控除、寡婦控除

ひとり親控除、寡婦控除の要件は以下のとおりです。

なお、ひとり親控除、寡婦控除ともに事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいる場合は対象外です。具体的には、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。

(1) ひとり親控除【控除額 30 万円】

ひとり親とは、前年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の①～②の要件すべてに当てはまる方です。

①生計を一にする子がいること

(子の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)

②本人の合計所得金額が 500 万円以下であること

(2) 寡婦控除【控除額 26 万円】

寡婦とは、前年の 12 月 31 日の現況で「ひとり親」に該当せず、次の①～②のいずれかに当てはまる方です。

①夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方

②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、

合計所得金額が 500 万円以下の方（この場合は、扶養親族の要件はありません）

配偶者控除、配偶者特別控除

市民税・県民税の配偶者控除、配偶者特別控除の控除額は、以下の表のとおりです。

「配偶者の合計所得金額」を記入してください。

納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除や配偶者特別控除は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、「同一生計配偶者」にチェックしてください。

	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		控除額		
配偶者控除	一般 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人 48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

給与所得の計算方法

給与所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

給与収入の合計額：A	給与所得の金額	
550,999 以下	0	
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	Aを「4」で割り千円未満を切り捨てます。 算出金額：B	B × 2.4 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000 以上	A - 1,950,000	

公的年金等の雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

受給者年齢	公的年金等の収入金額：A	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1,299,999 以下	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上	3,299,999 以下	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000 以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

所得金額調整控除

次の（1）または（2）に該当する場合に、給与所得から控除するものです。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者に該当する方

②年齢 2 3 歳未満の扶養親族を有する方

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

所得金額調整控除額

= {給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円） - 850 万円} × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額

= {給与所得控除後の給与等の金額（10 万円超の場合は 10 万円） + 公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円超の場合は 10 万円）} - 10 万円